議案第20号

財産の貸付けについて

財産を下記のとおり減額貸付けするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

1 減額貸付けする財産

土地 かすみがうら市坂2025番1、2025番2、2039番1、2039番2、2039番5、2039番10、2039番11、2039番12、2039番13、2039番14、2042番、2042番1、2042番3、2042番4、2043番1、2043番2、2043番3、2043番4、2043番5、2044番1、2044番2、2044番3、2044番4、2045番、2045番2、2045番3、2045番4、2046番、2047番、2047番2、2047番3、2049番1、2049番5、2050番3、4640番地籍 22811.56平方メートル

建物

(1) 校舎

構造 鉄筋コンクリート 2階建て 延べ床面積 1,895平方メートル (2) 校舎

構造 鉄筋コンクリート 2階建て 延べ床面積 599平方メートル

- (3) ランチルーム構造 木造 1階建て延べ床面積 195平方メートル
- (4) プール延べ床面積 664.75平方メートル
- (5) プール付属屋 構造 木造 1階建て 延べ床面積 77平方メートル
- 2 減額貸付けの相手方 東京都渋谷区代官山町9番10号 株式会社 運動会屋 代表取締役 米司 隆明
- 3 貸付期間 令和4年4月1日から令和14年3月31日まで
- 4 減額後の貸付料年額1,000,000円
- 5 減額貸付けの理由

当該財産について、廃校施設の有効活用、地域活性化、市負担経費の削減が図られるため、減額貸付けを行うもの。